

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○平成26年度自衛官候補生の募集期間等（危機管理・防災課）	3
公 告	
○環境影響評価書の縦覧（環境共生課）	3

規 則

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第70号

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則（平成13年高知県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第36条関係）

基準地点		類型	基準値			
河川名	地点名		清流度	窒素に係る指標	リンに係る指標	水生生物に係る指標
本川	作屋	AA	7メートル以上	1リットルにつき 0.3ミリグラム以下	1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	水質階級1
	大正流量観測所		〃	〃	〃	〃
	十川		〃	〃	〃	〃
	用井		6メートル以上	〃	〃	〃
	具同		5メートル以上	〃	〃	〃
吉見川	本川合流前	—	3メートル以上	1リットルにつき 0.8ミリグラム以下	1リットルにつき 0.06ミリグラム以下	水質階級4
構原川	田野々大橋	A	8メートル以上	1リットルにつき 0.3ミリグラム以下	1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	水質階級1
広見川	川崎橋	—	4メートル以上	〃	〃	〃
目黒川	本川合流前	—	10メートル以上	〃	〃	〃
黒尊川	本川合流前	—	14メートル以上	〃	〃	〃

- 備考 1 この表において「—」は、該当する基準地点が存在する河川に環境基準の水域類型の指定がない又は該当する基準地点には基準値を設定していないことを示す。
- 2 この表に定める基準値は、別表第3の備考1及び備考2により求められる指標にそれぞれ対応するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第415号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

平成26年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 男子（平成27年3月及び4月採用予定）

(1) 募集期間

随時（最終期限は、平成26年9月19日（金））

(2) 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 適性検査	平成26年9月20日 (土)	高知市栄田町一丁目3-8 太平洋学園高等学校 安芸市本町三丁目11-5 安芸商工会議所 須崎市新町二丁目7-15 須崎市立市民文化会館 四万十市不破2058-20 四万十市防災センター
口述試験 身体検査	平成26年9月26日 (金) から同月28日 (日) までのうち、 いずれか指定する日	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

2 女子（平成27年3月及び4月採用予定）

(1) 募集期間

平成26年8月1日（金）から同年9月9日（火）まで

(2) 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 適性検査 口述試験 身体検査	平成26年9月25日 (木)	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

3 問い合わせ先

自衛隊高知地方協力本部

電話番号088-822-6128

ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

公 告

高知県環境影響評価条例（平成11年高知県条例第5号）第23条の規定により環境影響評価書及びこれを要約した書類（以下「要約書」という。）の送付があったので、同条例第24条第1項の規定により次のとおり当該環境影響評価書及び要約書を縦覧に供する。

平成26年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 事業者の名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地

香南清掃組合 組合長（南国市長） 橋詰 壽人
南国市廿枝1455

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称

香南清掃組合新ごみ処理施設整備事業

(2) 種類

一般廃棄物処理施設（エネルギー回収推進施設）

(3) 規模

処理能力 1日当たり120トン（1日当たり60トン×2
炉）

3 対象事業が実施されるべき区域

南国市廿枝1455（香南清掃組合敷地内）

4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

南国市、香南市及び香美市

5 環境影響評価書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 場所

高知県林業振興・環境部環境共生課、高知県安芸福祉保健所、高知県中央西福祉保健所、高知県須崎福祉保健所及び高知県幡多福祉保健所、南国市役所、香南市役所及び香美市役所並びに香南清掃組合

(2) 期間

平成26年7月1日から同月31日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）

(3) 時間

午前8時30分から午後5時15分まで